

化保第37-1号
令和2年4月15日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 清水 宏之介 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
鈴木 郁夫（公印省略）

新型コロナウイルス感染拡大防止等に対応した高圧ガス保安法等
の制度改正について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月10日付けで、別添写しのとおり高圧ガス製造施設
等に係る検査・調査期間の延長を可能とする制度改正がありました。

改正の概要については、別紙のとおりです。

つきましては、貴協会員に対し制度改正について周知して下さるよう
お願いいたします。

なお、詳細については下記の経済産業省ホームページを御参照ください。

記

【経産省ホームページ掲載アドレス】

（液石法関連）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html

（高圧法関連）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html

（産業保安規制関連）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200410005/20200410005.html>

担 当：液化石油ガス担当
野平・吉川
電 話：048-830-8439

【改正の概要】

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

対象となる法制度	期間
供給設備の点検の期間 (規則第36条第1項第1号)	左記の期間が令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を4か月延長する。
消費設備の調査の期間 (規則第37条第1項第1号)	
一般消費者等に対する周知の期間 (規則第38条の2第1項及び第2項)	
認定液化石油ガス販売事業者に係る報告の期間 (規則第48条第2項)	
充てん設備の保安検査の期間 (規則第81条第1項)	
液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告の期間 (規則第132条)	

※点検・調査の内容によっては、期間延長措置の対象外となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

○高圧ガス保安法

対象となる法制度	期間
保安検査の期間 (液石則第77条 第2項)	左記の期間が令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を4か月延長する。
定期自主検査の期間 (液石則第81条 第4項)	

経済産業省

事務連絡
令和2年4月10日

各産業保安監督部保安課及び那覇産業保安監督事務所 殿
各都道府県液化石油ガス担当課 殿
各関係団体 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した液化石油ガスの充てん設備 における保安業務及び保安検査の猶予措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行う必要があります。

こういった状況の中、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部について一般消費者等の保安の確保を前提としつつ保安業務・充てん設備の保安検査等の実施期間の猶予措置を可能とする制度改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）における以下のとおり期間を延長する。当該期間で保安業務又は保安検査等を行う際には、事故の発生防止に努め、一般消費者等の保安確保に努めること。

次に掲げる期間が令和2年4月10日から9月30日までの間に終了する者は、点検期間を4か月猶予する措置を講ずる。

例) 1年に1回以上としているものは、1年4月に1回とする。

- (1) 供給設備・消費設備の点検・調査及び周知を行う期間（省令第36条第1項、第37条第1項、第38条の2）
- (2) 認定液化石油ガス販売事業者の事業報告しなければならない期間（省令第48条第1項）

(3) 充てん設備の保安検査を受ける期間（省令第81条第1項）

(4) 液化石油ガス販売事業者の事業報告しなければならない期間（省令第132条）

以上

経済産業省

2 高 圧 第 1 号
令和2年4月10日

各産業保安監督部保安課長・支部長及び那覇産業保安監督事務所長 殿
各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当課室長 殿
各関係団体 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した高圧ガスの製造施設等 における保安検査、定期自主検査の運用について（通知）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行う必要があります。

この度、経済産業省は、高圧ガス保安規制の一部（保安検査及び定期自主検査）について安全性の確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、検査・点検期間の延長等を可能とする制度改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1. 制度改正

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、高圧ガス製造設備について、施設又は設備により定められた期間内に行わなければならない保安検査及び定期自主検査の期間を延長する。

- ・対象：4月10日から9月30日までに保安検査又は定期自主検査の期限が生じるもの
- ・延長期間：4か月（例えば、6月1日が期限の場合、10月1日まで延長可能）

※なお、保安検査に関連する開放検査の周期についても同様の対応をして差し支えないこととする。

※詳細な制度改正については以下をご参照ください。

URL：https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html

2. 保安の維持

事業者が上記特例措置を活用される場合、各産業保安監督部保安課及び那覇産業保安監督

事務所及び各都道府県等高圧ガス担当課におかれては、以下に掲げる事項が適切に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴団体におかれては、以下に掲げる事項を適切に行うよう、事業者にも周知をお願いいたします。

- (1) 法令に規定する技術上の基準に適合するように維持すること。
- (2) 事故の発生防止及び不具合の早期発見のため、日常点検を強化すること。
- (3) 危険時に速やかな通報、応急措置等が行えるよう体制を確保しておくこと。

以上

経 済 産 業 省

20200408保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年4月10日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308 保局第5号） 新旧対照表

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について 廃止・制定 20190308保局第5号 平成31年 3月15日 <u>20200408保局第2号 令和 2年 4月10日</u>	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について 廃止・制定 20190308保局第5号 平成31年 3月15日
第48条（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）関係 1. [略] 2. <u>第3項（第4項において準用する場合を含む。）の報告は、認定対象消費者割合が70パーセント（50パーセント）を下回ったことを把握した際に、遅滞なく行う必要がある。認定対象消費者割合を把握する機会としては、例えば、検討データの伝達の状況の確認、充てん容器の交換時における第45条第1号及び第2号の危機の接続状況の目視確認等がある。</u>	第48条（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）関係 1. [略] 2. <u>第2項（第3項において準用する場合を含む。）の報告は、認定対象消費者割合が70パーセント（50パーセント）を下回ったことを把握した際に、遅滞なく行う必要がある。認定対象消費者割合を把握する機会としては、例えば、検討データの伝達の状況の確認、充てん容器の交換時における第45条第1号及び第2号の危機の接続状況の目視確認等がある。</u>

経 済 産 業 省

20200408保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年4月10日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2017
0718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日
（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について	（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について
第66条関係 （1）・（2） [略] （3） [略] （イ） [略] （ロ）「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第79条第3項でいう休止施設等である。 （4） [略]	第66条関係 （1）・（2） [略] （3） [略] （イ） [略] （ロ）「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第79条でいう休止施設等である。 （4） [略]
第79条関係 （1）第3項中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。 （2） [略]	第79条関係 （1）第2項ただし書中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。 （2） [略]
第83条関係 （1）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第79条第4項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内（認定完成検査	第83条関係 （1）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第79条第3項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内（認定完成検査

実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第77条関係

(1) 第3項中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換することにより、保安上の措置を講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第81条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第77条第4項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第25条関係

1. ・ 2. [略]

3. [略]

(イ) [略]

(ロ) 「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第34条第3項でいう休止施設等である。

4. [略]

第34条関係

(1) 第3項中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第38条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第4項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査

実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第77条関係

(1) 第2項ただし書中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換することにより、保安上の措置を講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第81条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第77条第3項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第25条関係

1. ・ 2. [略]

3. [略]

(イ) [略]

(ロ) 「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第34条第2項でいう休止施設等である。

4. [略]

第34条関係

(1) 第2項ただし書中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第38条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第3項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査

<p>実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。</p> <p>(2) [略]</p>
--	--